

検定意見書

受理番号 23-77		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	頁	行				
1	口絵	鎌倉時代/室	⑮春日権現記	87頁の「おもな美術作品」では「春日権現験記」としており、相互に矛盾している。	3-(1)	
2	7	37	六世紀後半にわが国は半島での拠点を失い (27頁17～18行目、32頁44～45行目も同様)	6世紀後半の朝鮮半島の状況について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
3	7	46 - 49	八世紀末に都が平安京に移されてから、藤原氏一族が政治を専断していた十一世紀の初めまでの平安時代	308頁「日本史年表」では、平安時代を十二世紀末までとしており、相互に矛盾している。	3-(1)	
4	7	50 - 51	荘園が広がって公地公民の律令体制が形骸化したこと	荘園の広がりが律令体制を形骸化させたかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
5	7	56	勅選漢詩集	59行目では「勅撰」と表記しており、相互に矛盾している。	3-(1)	
6	7	56 - 61	平安時代の初期は、…唐の文化の強い影響下にあったが、九世紀末に遣唐使が停止され、…独自の文化が形成される機縁が生まれた。	いわゆる国風文化について、唐の文化の影響がなくなったかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
7	7	写真	埴輪 槍持人	不正確である。	3-(1)	
8	8	5	第三紀	現在用いられている用語として、不正確である。	3-(1)	
9	9	脚注	③群馬県新田郡笠懸町 (19頁④の島根県加茂町、33頁コラムの福岡県糸島郡、62頁の淀江町も同様)	現在の市町村名として不正確である。	3-(1)	
10	9	脚注	⑧縄文時代の始まりは、…一万六千五百年前にさかのぼることが指摘された。	年代測定の補正をめぐる学説状況について、理解し難い表現である。	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 23-77		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	頁	行				
11	10	写真キャプ	國學院大學考古学資料館 長岡市科学博物館 (14頁の明治大学考古学博物館, 66頁の さきたま資料館, 182頁の集成尚古 館, 241頁の三越資料編纂室も同様)	機関名が不正確である。	3-(1)	
12	14	9 - 11	九世紀以降には擦文土器をともなう擦 文文化が成立した。	擦文文化の成立時期が不正確である。	3-(1)	
13	15	脚注	③…近年、稗・稲・麦の痕跡(プラント オパール)が縄文時代早期や前期の遺 跡から発見された。	プラントオパール, 及び発見された遺跡の年代につい て, 誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
14	19	脚注	③「卑弥呼」、「邪馬台国」などは魏 人により、中華思想にもとづいて記述 されたといわれる。	『魏志』倭人伝が「魏人」によって記述されたかの ように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
15	20	22 - 24	まだ統一のない洛東江下流域の加羅(任那)に勢力を伸ばしたと考えられる 。	4世紀後半の「加羅(任那)」の状況について, 誤解 するおそれのある表現である。	3-(3)	
16	21	7	倭の五王は、宋や斉に使者を遣わし	斉に使者を遣わしたとするのは, 不正確である。	3-(1)	
17	23	写真キャプ	「仁徳天皇陵」の中の 全長480m	不正確である。	3-(1)	
18	29	脚注	④…『国記』は、…蘇我氏の滅亡の折 に焼失したと考えられる。	『国記』が焼失したとするのは, 不正確である。	3-(1)	
19	32	7 - 10	皇子は、この年(六四五年)初めて年号 (元号)を立てて「大化」と称し、やが て都を難波長柄豊碕宮に遷した。	年号を立てて、遷宮を行った主体について, 誤解する おそれのある表現である。	3-(3)	
20	33	脚注	⑦神宮の式年遷宮と天皇即位時の大嘗 祭の制度が作られた。	37頁の脚注⑤および45頁の「コラム⑩神祇祭祀と鎮 護国家」の9～11行目と重複しており, 組織が適切で ない。	2-(11)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 23-77		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	頁	行				
21	33	囲み	コラム⑥大宰府 25行目の「礎名」 (51頁脚注③「けいかいろん」, 267頁6行目「丞」, 303頁「2002 12海保派視船」も同様)	誤植である。	3-(2)	
22	34	図	「飛鳥地方要図」の中の「浄御原宮」 (裏見返し「畿内付近要図」も同様)	位置が不正確である。	3-(1)	
23	35	脚注	⑧一戸は平均二十～二十五名の大家族であった。奈良時代に一時、十名前後の小家族を新たに房戸とし、	戸籍の記載が「家族」の実態であるかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
24	36	表	「公民の負担」の中の「京・畿内は歳役十日」	誤りである。	3-(1)	
25	37	脚注	④「白鳳」は…平安時代になって天武天皇の時代を指す私年号として用いられるようになったものである。	平安時代になって用いられた私年号とするのは、不正確である。	3-(1)	
26	41	脚注	③荘園の拡大にともない、寺院と現地百姓のものを除く、新規開墾を禁止する目的で、天平神護元年(七六五)開墾禁止令が出された。	奈良時代の開墾政策について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
27	43	脚注	②仲麻呂は、叔母の光明皇太后の皇后宮職という役職につき、	藤原仲麻呂が皇后宮職の官職に就いたとするのは、誤りである。	3-(1)	
28	45	表	「おもな美術作品」の中の「正倉院宝」	同頁7行目等では「宝物」、46頁は「正倉院御物」と表記しており、相互に矛盾している。	3-(1)	
29	45	囲み	コラム⑩神祇祭祀と鎮護国家(全体)	理解し難い。	3-(3)	
30	47	8	七世紀半ばには	『帝紀』『旧辞』の編纂時期として、誤りである。	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 23-77		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	頁	行				
31	47	30	左京の四坊に	不正確である。	3-(1)	
32	47	77 - 78	国体の真姿を打ち出した北畠親房の『神皇正統記』	理解し難い表現である。	3-(3)	
33	48	40 - 41	延喜二十四年(八〇五) (213頁40行目, 267頁脚注⑤, 275頁脚注③, 287頁24行目も同様)	誤記である。	3-(2)	
34	49	脚注	⑥…『貞観格式』…『延喜格式』…『弘仁格式』	それぞれ格式が一つの書物であるかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
35	50	表	「おもな著作物」の中の「遍照發揮性靈集(へんじょうはつきしょうりょう)」	51頁脚注②では「へんじょうほつきしょうりょう」としており, 相互に矛盾している。	3-(1)	
36	55	脚注	⑤特に、関東地方の東国では	「関東地方」と「東国」との関係について, 誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
37	62 - 66		歴史と資料(全体)	「歴史と資料」は、学習指導要領に示す「内容の取扱い」(2)のイの「内容の(1)のアについては、この科目の導入として位置付けること」に照らして、科目の導入となっておらず扱いが不適切である。	2-(1)	
38	62 - 66		歴史と資料(全体)	「歴史と資料」は、学習指導要領に示す「内容」の(1)アの「様々な歴史資料の特性に着目し、…文化財保護の重要性に気付かせる」に照らして、記述が不十分であり、扱いが不適切である。	2-(1)	
39	63	13 - 14	十二世紀の建築時の木材と判明。	「十二世紀」とするのは、誤りである。	3-(1)	
40	73	表	「おもな文学作品」の中の「今昔物語集〔源隆国〕	現在の学説状況に照らして、今昔物語集の作者を源隆国とするのは、不正確である。	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 23-77		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 日本史B		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	頁	行							
41	77	8	(→七二頁) (79頁20行目, 81頁脚注③, 85頁19行目, 93頁脚注①, 125頁17行目, 137頁13行目, 230頁7行目, 235頁8行目も同様)	誤記である。	3-(2)				
42	78	写真キャプ	隠岐島へ配流される時、藤原信実に描かせた像	後鳥羽上皇が俗体のまま配流されたように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
43	79	脚注	②天台座主の慈円は、著書『愚管抄』の中で、この行動を「無道の事なり、日本人の道理に非ず」と非難した。	『愚管抄』の記述内容として、不正確である。	3-(1)				
44	80	写真キャプ	神奈川県 清浄光寺・京都府 歡喜光寺蔵	現在の所蔵者として不正確である。	3-(1)				
45	81	31 - 34	鎌倉時代の中頃から、畿内や西日本一帯では、麦を裏作とした二毛作がおこなわれるようになった。	二毛作の開始時期について、不正確である。	3-(1)				
46	85	25	卜部兼方(うらべかねかた) (86頁表中も同様)	32頁2行目の「なかとみのかまたり」などの表記方法と相互に矛盾している。	3-(1)				
47	85	31 - 34	皇位継承における「道理」の発現が歴史の推移の原因であると説いて、わが国で初めて歴史哲学を樹立した。	『愚管抄』の著作内容について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
48	88	4 - 5	運慶と快慶の合作になる東大寺南大門金剛力士像 (87頁表「おもな美術作品」の中の「南大門金剛力士像〔運慶・快慶〕」も同様)	運慶・快慶二人の合作とするのは不正確である。	3-(1)				
49	88	25	甲冑の明珍	鎌倉時代に実在しているかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
50	91	22 - 23	この法令は、御家人に対して所領の売買や質入れを禁じるとともに⑥、… 脚注⑥永仁六年(一二九八)、所領の売買・質入れ禁止令は撤廃された。	本文28行目の「翌年徳政令の一部を廃止した」と重複しており、組織が適切でない。	2-(11)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 23-77		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	頁	行				
51	92	9 - 10	両統は幕府に働きかけたり、院とその近臣を巻き込んだりしたため、争いは激しくなった。	「両統」と院との関係について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
52	96	囲み	コラム⑩楠木正成と人物評価(全体)	楠木正成について、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。	2-(6)	
53	96	80 - 83	その後、大東亜戦争における自己犠牲の勇敢な行為は楠公を追慕することを通じて実践されたのである。	誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
54	96	86 - 90	同時代の資料に「悪党」とあるからだが、この悪とは源氏の頭領義平が悪源太と名乗ったように、「強い」という意味であることを忘れてはならない。	「悪党」及び源義平について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
55	97	脚注	②…太政大臣昇任を果たした義満は、みずからを上皇(法皇)の地位に高め、息子を皇位につける野望を持っていた。	足利義満の行動ないし「野望」とするのは、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
56	97	写真キャプ	花の御所の焼けた跡に建てられた「柳の御所」である。	「柳の御所」の位置説明として不正確である。	3-(1)	
57	98	39 - 41	一方、地方土着の武士の中には、守護大名の被官にならない者もあった。国人とよばれたかれらは…	「国人」の説明として、不正確である。	3-(1)	
58	99	12 - 14	当時九州にあった南朝の懐良親王に再三使節を送り通交を開こうとしたが実現せず、	「良懐」(懐良親王)は明から冊封されており、誤りである。	3-(1)	
59	101	19	かれらはアイヌから和人とよばれ	アイヌが「和人」と呼んだかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
60	101	22 - 24	蝦夷地東部アイヌの首長コシャマインが、長祿元年(一四五七)に反乱を起こし(コシャマインの戦い)、	「コシャマインの戦い」の性格について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 23-77		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 日本史B		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	頁	行							
61	111	20 - 22	連歌は、…各地の武士や庶民に迎えられた。	この時期の連歌の実態について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
62	113	4	堀越（ほりこし）公方	ルビが不正確である。	3-(1)				
63	113	6 - 7	北条早雲（伊勢長氏）	「伊勢長氏」とするのは不正確である。	3-(1)				
64	115	脚注	⑧…草戸千軒は、江戸時代初期まで栄えた港湾集落の遺跡で、	江戸時代初期まで栄えたとするのは、不正確である。	3-(1)				
65	116		歴史の解釈 変化の時代と伝記の記述 (全体)	「歴史の解釈」は、学習指導要領に示す「内容」の(2)アの「歴史資料を含む諸資料を活用して、歴史的事象の推移や変化、相互の因果関係を考察するなどの活動を通して、歴史の展開における諸事象の意味や意義を解釈させる」、および「内容の取り扱い」の(2)	2-(1)				
				のア「…複数の資料の活用を図って、…」に照らして、一つの資料しか用いておらず、また「歴史的事象の推移や変化」について取り上げ、「解釈させる」つくりになっておらず、扱いが不適切である。					
66	116		歴史の解釈 変化の時代と伝記の記述	『梅尾明恵上人伝記』における北条泰時説話を取り上げることは、学習指導要領に示す「内容の取扱い」の(2)アの「資料に対する批判的な見方を養う」に照らして、扱いが不適切である。	2-(1)				
67	119	写真キャプ	戦国時代末期にわが国は世界最大の鉄砲保有国となった。	断定に過ぎ、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
68	123	13 - 15	天正十九年(一五九一)には身分統制令を出し、武士が町人や農民になったり、	「武士」とするのは、不正確である。	3-(1)				
69	123	脚注	④天正十九年(一五九一)、秀吉は…郡や村の石高を示す郷帳を提出させ、	「郷帳」を提出させたとするのは、誤りである。	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 23-77		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	頁	行				
70	124	31 - 36	そこで、文禄二年(一五九三)から明との和議をはかり、…慶長元年(一五九六)に来日した明使が、和議の条件を実行せず、…交渉は決裂した。	「和議」の性格と交渉決裂の要因について、説明不足で理解し難い。	3-(3)	
71	124	41 - 43	二度にわたる朝鮮出兵は、膨大な費用と兵力を費やした結果、豊臣氏の滅亡や明の衰退を招いた。	「朝鮮出兵」が招いた朝鮮半島の状況について、説明不足で理解し難い。	3-(3)	
72	134	20 - 23	これらの身分制度は、職業による身分であり、その区分は厳しいものではなかった。また、厳格に固定されたものではなく、時には身分の移動もできた。	江戸時代の身分制度について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
73	135	脚注	⑤…これに対して、夫の不品行などにより妻が離縁を望む場合は、縁切寺(駆込寺)に駆け込んで三年程度の尼の修行をすれば、寺は夫から離縁状(三行半)を入手して、離婚を成立させた。	「縁切寺」を介した離婚手続きについて、不正確である。	3-(1)	
74	137	18 - 19	鎖国によって長崎は唯一の貿易港となった。	138頁51～53行目では、「日本の対外的な窓口は、長崎口、対馬口、薩摩口、松前口、の四口に限定されることとなった」としており、相互に矛盾している。	3-(1)	
75	138	43 - 45	…首長ジャクシャインは、松前藩に対して蜂起した(ジャクシャインの乱)。	ジャクシャインの「蜂起」の性格について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
76	140	囲み	コラム26義を貫いた武将石田三成(全体)	石田三成の「義」について、理解し難い。	3-(3)	
77	141	31 - 33	下馬将軍として権力を握っていた大老酒井忠清	「下馬将軍」について、説明不足で理解し難い表現である。	3-(3)	
78	142	7 - 8	賀茂葵祭	不正確である。	3-(1)	
79	150	10 - 13	山鹿素行は、…礼にもとづく武士道を確立した。	素行が「武士道」を確立させたかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 23-77		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	頁	行				
80	154	8 - 11	実情は同時代のヨーロッパにも引けを取らない日本型の民主主義的思想が育まれていたのである。	「日本型の民主主義的思想」は、理解し難い表現である。	3-(3)	
81	154	38	みずから田を耕して	上杉鷹山が実際に農作業にたずさわったかのように、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
82	156	23 - 26	吉宗は仲間(のち株仲間)の結成を認めるなどして米価の調節に努力を続けた。このように、米価の上昇に尽力した吉宗は…	「米価の調節」と「米価の上昇」との関係が、理解し難い。	3-(3)	
83	156	28 - 29	大岡忠相を伊勢の山田奉行から江戸の町奉行に抜擢した。	不正確である。	3-(1)	
84	174		歴史の説明(全体)	「歴史の説明」は、学習指導要領に示す「内容」の(3)アの「それぞれの根拠や論理を踏まえて、筋道立てて考えを説明させる」、および「内容の取り扱いの(2)のア「…その結果を表現したりする技能を段階的に高めていくこと。…複数の資料の活用を図って、…	2-(1)	
				」に照らして、記述が不十分であり、扱いが不適切である。		
85	174	47 - 55	…キリスト教の禁圧に対しては、今日でも批判的な見方が強くある。西洋諸国による故ない「征服」を恐れて鎖国をしたばかりに、…大東亜戦争の敗北を招いた、というのである。	誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
86	174	63 - 66	日本にいた宣教師たちも、あわよくば日本を軍事征服しようとする計画を持っていた事実も明らかになっている。(→一二五頁注①)	125頁脚注①の「乗組員が世界地図を示し、キリスト教の伝道によって領土を拡大したことを誇った」ことと、宣教師たちの「日本を軍事征服しようとする計画」との関係が、理解し難い。	3-(3)	
87	175	36 - 40	大正から昭和時代になると、満州に獲得した権益をめぐってアメリカと対立するようになった。アメリカは、門戸開放・機会均等のスローガン掲げ、中国に対する植民地や権益獲得競争に	この時期のアメリカの動きについて、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
			加わり、日本との対立は深まった。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 23-77		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	頁	行				
88	175	51 - 53	戦力の放棄をうたった憲法の制定など、敗戦後の諸改革は、この裁判を基礎に実行されてきた。	昭和20年(1945)から始まる「諸改革」と、同21年5月から始まる「極東軍事裁判」との関係について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
89	176	地図	アロー号事件1856～60	不正確である。	3-(1)	
90	181	囲み	その史跡の一つである松下村塾は、木戸孝允・…ら多数の志士が育った私塾である。	木戸孝允が松下村塾で吉田松陰の教えを受けたかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
91	192	28 - 29	明治七年(一八七四)、政府は西郷従道の率いる軍隊を台湾に派遣して占領した(台湾出兵)。	「占領」した地域について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
92	193	地図	齒舞諸島 (277頁脚注⑤, 291頁コラムも同様)	地名が表記の基準によっていない。	3-(4)	
93	196	80 - 81	岩倉使節団に対する今日の評価は、必ずしも高いとは言い難い。	岩倉使節団に関する学説状況について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
94	203	脚注	⑨…「民法出デ、忠孝亡ブ」	誤りである。	3-(1)	
95	204	脚注	①第一帝国議会の開催に当たり、山県有朋は朝鮮の独立確保のために、…日清両国の提携のもとで朝鮮の独立を確保することとそのため軍備拡張を訴えた。	第一帝国議会における山県の演説内容について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
96	206	64	『六国史』『律令』	書名であるかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
97	207	囲み	コラム43 外国人が見た日本人の特性(全体)	一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。	2-(6)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 23-77		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	頁	行				
98	207	42	『魏志倭人伝』(→二〇頁) (44行目『随書倭国伝』も同様)	18頁の「『魏志』倭人伝」の表記と相互に矛盾している。	3-(1)	
99	209	脚注	②…朝鮮政府は…防穀令を出した。	朝鮮政府が出したとするのは、不正確である。	3-(1)	
100	209	脚注	⑥全体 (210頁「コラム44日本の台湾統治」(全体)も同様)	「日本の台湾統治」について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
101	211	19 - 20	朝鮮北部のウスリーに軍事基地を建設した。	「ウスリー」とするのは、不正確である。	3-(1)	
102	214	17 - 21	総裁に就任した伊藤が第四次内閣を組織したが、増税案が貴族院の反対を受けたことで退陣した。	退陣理由について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
103	216	8 - 10	翌年八月、韓国国内の親日派と欧米列強の支持を受け、日韓併合条約が調印されると、	日韓併合条約の調印について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
104	216	10 - 23	日本は、朝鮮総督府を京城(ソウル)に置き、…大正七年(一九一八)に事業は終了した。 (217頁脚注③も同様)	朝鮮総督府の施策について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
105	221	脚注	③…この問題は、明治四十年(一九〇七)、谷中村の廃村と遊水池設置により決着した。	「決着した」とするのは、鉱毒問題について誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
106	222 - 223	45 - 2	教育勅語は、…海外に広く紹介されるなど高評価を受けた。	教育勅語について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
107	231	脚注	③桂は、内大臣の地位にありながら首相となり、	桂が首相と内大臣を兼任したかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 23-77		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	頁	行				
108	233	16 - 17	コメンテル	脱字である。	3-(2)	
109	233	脚注	⑥ニコライエフスクで…日本は事件の解決を見るまで、沿海州の一部と北樺太をロシアに謝罪させる保障として占領した。	ニコラエフスクで起きた事件の事後処理について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
110	234	地図	「関東州 租借1905」の示し方	凡例の「日清戦争後の領有」と同じ示し方をするのは誤りである。	3-(1)	
111	235	脚注	⑥…共産主義者の難波大助	「共産主義者」とするのは、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
112	237	46 - 50	しかし、この自重は逆に排日運動を…結果となった。漢口では中国群集が租界内に乱入して、日本居留民への暴行や日本人経営の商店・病院への破壊・略奪をおこなった(漢口事件)。	漢口事件について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
113	239	脚注	①工業労働者は、…	注番号が誤記である。	3-(2)	
114	239	脚注	③…また、朝鮮人に不穏な動きがあるとする流言が広がり、各地の自警団などが朝鮮人を殺害した。警察は朝鮮人を保護した。	関東大震災における朝鮮人殺害の実態について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
115	240	25 - 26	共産党は大きな影響力を持ち得ないまま解体した。	248頁4～5行目では「共産党員の大規模な検挙がおこなわれた」、同頁脚注②では「共産党の指導のもと」としており、「解体した」との関係が理解し難い。	3-(3)	
116	241	脚注	④山川均の夫人である山川菊栄・伊藤野枝らと赤瀾会を結成し、婦人解放運動を展開した。	240頁22行目の「山川均」が、婦人解放運動を行ったかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
117	241	脚注	⑧大正四年(一九一五)に、甲子園で始まった全国中等学校優勝野球大会	「甲子園で始まった」とするのは、誤りである。	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 23-77		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	頁	行				
118	242	脚注	②	①が存在せず、組織が適切でない。	2-(11)	
119	246	6 - 11	田中内閣は在留邦人保護のため山東に派兵したが(第一次山東出兵)、…日本軍は撤兵した。その直後、政府は東京に中国関係の外交官・軍人を招集して東方会議を開き、	山東からの撤兵直後に東方会議が開かれたとするのは、不正確である。	3-(1)	
120	246	42 - 45	これは、外国に投資していた資金を国内の公共投資に振り当て、政府の強力な統制のもとに不況を乗り切ろうとするものであった。	ニューディール政策について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
121	247	脚注	②革命軍の入市により、反日行動や日本人への襲撃が行われ、救援に駆けつけた日本軍と交戦状態に陥った。事件は劣勢になった革命軍が撤退し、日本軍が済南を占拠し、終結した。	いわゆる済南事件について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
122	247	脚注	④張作霖爆殺事件は、当時「満州某重大事件」として報じられたが、今日でも真相は明らかにされていない。	「張作霖爆殺事件」の実態について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
123	249	脚注	③しかし、この条約には違反に対する制裁の規定はなく、現実的効果の乏しい申し合せにとどまった。	制裁規定のない条約の意義について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
124	252	脚注	①復活の目的は、軍部から大臣を出させないことで、軍の意向に沿わない内閣を阻止することにあった。	「軍部から大臣を出させない」主体について誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
125	255	脚注	⑤その際、現地の軍民に多くの死傷者が出た。なお被害者数や実態については、今日でもさまざまな議論がある(南京事件)。	「南京事件」について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
126	256	39 - 41	関東軍はソ連軍に多大な損害を与えたが、優勢な機械化部隊の前に苦戦し、停戦協定を結んだ。	ノモンハン事件について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
127	257 - 258	21 - 2	しかし、中国の国民政府を支援し、強硬な対日姿勢をとるアメリカは、さらに一九三九年日米通商航海条約を延長しないと通告してきた。…日本は交渉を試みるが、受け入れられず、しだい	この時期の日米関係について誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 23-77		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 日本史B		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	頁	行							
			に追い詰められていった。…アメリカは、昭和十五年(一九四〇)一月、日米通商航海条約が失効すると、対日輸出の全面禁止をほのめかし、日本に大きな譲歩を要求するようになった。						
128	258	37 - 39	日米交渉を本格化させるとともに、交渉を有利に進めるため南部仏印へ進駐した。	南部仏印進駐の目的について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
129	258	44 - 46	大西洋憲章を結んで対日戦の基本方針と大戦終結後の世界秩序構想を決定した。	大西洋憲章が「対日戦の基本方針」を示しているとするのは不正確である。	3-(1)				
130	258	地図	沖縄 1945. 4～6	沖縄戦の期間について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
131	259	脚注	③独ソ開戦後、万が一に備え陸軍は満州などに約七十万人の兵力を終結させた。…南進準備が決定されたことなどによって八月に中止となった。	関東軍特種演習(関特演)について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
132	259	脚注	⑤この起草にかかわったハリーホワイトは、戦後、共産主義者であるとの告発を受けた。	ハリー・ホワイトについて、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
133	259	脚注	⑥連合国軍の最高司令官マッカーサーは戦後、米国の上院において、「日本が戦争に飛び込んでいった動機は、大部分が安全保障の必要に迫られてのことだった」…と証言した。	マッカーサーの証言について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
134	260	14 - 15	戦争の目的として、自存自衛と東亜新秩序の建設を掲げた。 (261頁脚注④も同様)	「戦争の目的」について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
135	260	31 - 32	昭和十八年(一九四三)にはビルマやフィリピンが独立を宣言し、	ビルマ・フィリピンの独立について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
136	260	37 - 38	昭和十九年(一九四四)三月、インド独立支援のためインパール作戦を開始したが	インパール作戦の目的について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 23-77		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	頁	行				
137	261	脚注	③これは世界史上初めて有色人種の首脳が集まった会議である。	「人種」について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
138	263	5 - 6	昭和二十年(一九四五)三月十日夜間の東京大空襲	不正確である。	3-(1)	
139	263	9 - 16	四月にはアメリカ軍が沖縄本島に侵攻した。…そして、三ヶ月にわたる戦闘の後、守備隊は全滅した。(同頁「コラム57沖縄の学徒隊」も同様)	沖縄戦について、説明不足で理解し難い。	3-(3)	
140	263	11 - 12	中学生・女学生を含む一般県民の防衛隊を兵力に加えた守備隊	女学生が「兵力」であるかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
141	263	14 - 15	戦艦大和も救援に向かった。	戦艦大和の出航目的について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
142	263	脚注	①…日本式に氏名を名乗る(朝鮮では創氏改名、台湾では改姓名)などの皇民化政策が進められた。	「創氏改名」「改姓名」について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
143	264	24 - 27	深刻な戦火の惨害を受け、その中から立ち上がったアジア諸民族は、さまざまな推移をとりながら独立を実現していった。	アジア諸民族が置かれていた状況について、説明不足で理解し難い。	3-(3)	
144	264	脚注	②イギリスの歴史学者アーノルド・トインビーは、「日本人が歴史上残した業績の意義は、…不敗の半神でないことを明らかにした」と書いた。	トインビーの見解について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
145	266	脚注	①…その目的は一方的に日本の戦争を批判することであり、内容も真実とかけ離れたものが少なくなかった。	一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。	2-(6)	
146	266	写真キャプ	弁護側の証拠は、公文書も含めほとんどが却下されたが、検察側の証拠は伝聞証言でも取り上げられた。	極東国際軍事裁判について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 23-77		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	頁	行				
147	267	脚注	③昭和二十年(一九四五)九月、文部省は…祖国防衛の尊さや…など、ポツダム宣言に抵触すると思われる部分を削除する措置(墨塗り)をとるよう、すでに学校に対して指示していた。	「墨塗り教科書」に関する通達について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
148	267	脚注	⑤…昭和二十六年(一九五三)「戦犯に関する赦免決議」が国会決議され、「戦犯」とされた人々の名誉が回復された。	誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
149	268	囲み	コラム59東京裁判が残した問題(全体)	「東京裁判」について、説明不足で理解し難い。	3-(3)	
150	273	脚注	⑥国際連合の安全保障理事会では、…一国でも拒否権を発動した場合は、その提案は成立しないとされているため、非正規の国連軍の形をとった。	朝鮮戦争において「非正規の国連軍」が組織された理由が、不正確である。	3-(1)	
151	273	脚注	⑧…ビルマ・インドネシア・南ベトナムにも賠償金を支払い、戦後補償は一九七〇年代には完了した。	「戦後補償」について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
152	279	27 - 28	家族構成は、夫婦と少人数の子供からなる核家族が増えていった。	「核家族」の定義について、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
153	282	33 - 34	皇太子明仁親王が百二十五代の皇位を継承し、	「百二十五代」について、説明不足で理解し難い。	3-(3)	
154	283	表	「日本人ノーベル賞受賞者一覧」の中の、「江崎玲於奈(えざきれおな)」	誤記である。	3-(2)	
155	285	18 - 20	国内では現行憲法の枠内で国連軍に自衛隊を派遣することが可能かどうか大きな議論となった。	「国連軍」とするのは不正確である。	3-(1)	
156	285	40 - 41	アジア太平洋経済協力閣僚会議(APEC)	不正確である。	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

受理番号 23-77		学校 高等学校		教科 地理歴史		種目 日本史B		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	頁	行							
157	286	13	国連平和協力法(PK0法)	法律の略称として一般的とは言い難く,誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
158	289	36 - 39	北朝鮮による日本人拉致事件解決に向けて、平成十四年(二〇〇二)九月、小泉首相と北朝鮮の金正日総書記による日朝首脳会談が平壤で開催され、	「日朝首脳会談」が「日本人拉致事件解決」のみを目的としていたかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
159	289	脚注	②…また、韓国、タイ、レバノン、ルーマニアでも拉致被害が確認されており、	タイ・レバノン・ルーマニアでも「確認」されているかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
160	290	9 - 12	麻生太郎内閣は、…外交面では「自由と繁栄の弧」構想を提示した。	麻生内閣が提示した構想とするのは、不正確である。	3-(1)				
161	291	囲み	コラム62日本が抱える領土問題(全体)	「領土問題」について誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
162	291	脚注	①新教育基本法では、「豊かな情操や道徳心」「公共の精神」「伝統と文化の尊重」「愛国心」などの育成が掲げられ、	教育基本法の引用として不正確である。	3-(1)				
163	291	脚注	②…これにより十八歳以上の国民に投票権が与えられることになった。	現時点で「十八歳以上の国民」に与えられるかのように誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
164	292	3 - 7	しかしながら、わが国を取り巻く国内外の情勢は、刻々と変化し、国の最高法規である憲法をはじめ米国の占領下に形成された戦後日本の社会体制では、解決できない課題が多くなっている。	一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。	2-(6)				
165	293 - 294		歴史の論述	「歴史の論述」は、学習指導要領に示す「内容」の(6)ウの「社会と個人,世界の中の日本,地域社会の歴史と生活などについて、適切な主題を設定させ」に照らして、適切な主題例が示されておらず、扱いが不適切である。	2-(1)				
166	294	囲み	「歴史の論述②日本の歴史を概観する」の中の「②荘園の発達 日本の荘園制度について、その発生・完成・衰退の変遷についてまとめてみよう。」	荘園制度の「完成」というのは、理解し難い表現である。	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

18 枚中 18 枚目

受理番号 23-77	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 日本史B	学年
------------	---------	---------	---------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	頁	行			
167	309	年表	512 大伴金村、任那の四県を百済に割譲	「割譲」は、誤解するおそれのある表現である。	3-(3)
168	309	年表	608 隋使使世清	誤記である。	3-(2)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。